新規創業支援事業補助金　Q&A

最終更新日：令和６年５月 10 日

よくある質問を掲載しております。申請にあたっては、交付要領を必ずご確認下さい。

【補助対象者】

１．令和６年１月１日以降、令和７年１月 31 日までに、個人事業を開業し、法人も設立しますが、新規創業支援事業補助金を申請できますか？

交付要領９（２）に基づき、個人事業もしくは法人のどちらかでしか申請ができません。

【補助対象経費】

１．補助対象経費になるもので、中古品を購入しましたが補助対象として認められるか？

原則、認めれません。ただし、価格の妥当性を示すために複数の中古品販売事業者から同じ物品の見積書（相見積もり）を提出すれば、補助対象として認めます。

個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は認められません。

２．補助対象経費を支出する場合、どのような支払方法が認められるか？

原則、現金一括払い（口座振込含む）のみです。ただし、クレジット一括払いは認めます（追加書類が必要）。現金分割払い、クレジット払い（分割払い、リボ払い）、ポイント決済、ギフトカードでの決済などは認められません。

なお、支払いの一部をポイント決済、ギフトカードで決済し、残額を現金払いした場合は、現金払いした分のみが補助対象となります。

３．インターネット（アマゾン、楽天などのＥＣサイト）で補助対象経費となる物品を購入しました。その際に、請求書が発行されない場合がありますが、どうすると良いですか？

発注日、発注元、発注先、発注物、購入金額、支払方法が記載されている書類で代用できます。例えば、見積書として商品の詳細（商品名、金額、写真等）がわかる画面のコピー、発注書として注文履歴や発注後の自動返信メールが挙げられます。

４．補助対象経費となる物品を小売店（店頭）で購入しました。その際、請求書が発行されませんが、どうすると良いですか？

上記の場合、請求書を求めませんが、レシート及び領収書をご提出ください。レシートと領収書を用意できない場合は、補助対象経費として認められません。

５．クレジットカード払い（一括払い）の際に、追加で必要な書類を教えて下さい

クレジットカードの利用明細と、クレジットカード会社からの請求額が引き落としされていることが分かる書類（通帳コピーなど）が必要です。なお、引落日は補助対象期間内であることが条件です。

６．補助対象となる物品を、他人（親族など）のクレジットカードで決済しましたが、認められますか？

一切認められません。個人事業の場合は代表者、法人の場合は法人名もしくは代表者自身のクレジットカードでの決済のみ認められます。